

## 社会教育施設等の指定管理者候補者の選定結果について

社会教育施設等の令和8年4月1日からの指定管理者につきまして、栗山町指定管理者選定委員会において、総合的に審査をした結果、下記のとおり指定管理者候補者として選定しましたので、お知らせします。

なお、選定された指定管理者候補者は、今後町議会で指定の議決を得た後に、指定管理者として正式に指定されることになります。

### 記

#### 1. 施設の概要

施設名	所在地	施設規模等
くりやまカルチャー プラザ	栗山町中央2丁目1番地他	構造 鉄骨造2階建 敷地面積 11, 215. 36m <sup>2</sup> 建築面積 2, 086. 44m <sup>2</sup>
南部公民館・南部 地区町民センター	栗山町字継立176番地8	構造 鉄筋コンクリート造一部2階建 敷地面積 7, 485. 85m <sup>2</sup> 建築面積 1, 175. 20m <sup>2</sup>
農村環境改善セン ター	栗山町角田157番地1	構造 鉄筋コンクリート造一部2階建 敷地面積 4, 332. 87m <sup>2</sup> 建築面積 1, 113. 18m <sup>2</sup>
農村環境改善セン ターテニスコート	栗山町角田155番地1	敷地面積 1, 245. 00m <sup>2</sup>
開拓記念館	栗山町角田60番地4	構造 鉄筋コンクリート造平屋建 敷地面積 2, 638. 89m <sup>2</sup> 建築面積 725. 64m <sup>2</sup>
泉記念館	栗山町角田61番地4	構造 木造平屋建 敷地面積 661. 45m <sup>2</sup> 建築面積 129. 58m <sup>2</sup>

#### 2. 指定管理者候補者

団体名	株式会社 日東総業
代表者名	代表取締役社長 山本 秀一
事務所所在地	栗山町錦3丁目34番地5

### 3. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

### 4. 募集及び選定の経過

- (1) 応募団体数 1団体
- (2) 応募団体名 株式会社 日東総業
- (3) 募集・審査日程・経過

月 日	内 容
令和7年10月1日～	募集開始(町広報・ホームページ掲載) 募集要項及び申込書類の配布
令和7年10月1日～7日	質問受付 質問件数 0件
令和7年10月14日～27日	申込受付 申込者 1件
令和7年11月11日	第4回指定管理者選定委員会 資格審査
令和7年11月13日	第6回指定管理者選定委員会 プレゼンテーション・ヒアリング・審査
令和7年11月20日	第7回指定管理者選定委員会 指定管理者候補者決定

### 5. 選定委員会委員

委 員 長	古瀬 一芳(栗山町文化連盟会長)
委 員	木藤 浩二(栗山町社会教育委員長) 高石 賢治(栗山町スポーツ推進委員) 中井 浩輝(公募委員) 田中 和樹(公募委員) 小南 治朗(町総務課長)
アドバイザー	新木 亘(公認会計士)

### 6. 選定審査の方法

#### (1) 資格審査

申込者から提出された申込書類を担当課において「指定管理者選定マニュアル」に基づく資格審査を行い、審査結果を第4回指定管理者選定委員会に報告し、資格要件等が満たされていることを確認しました。

#### (2) 申込者プレゼンテーション及びヒアリングの実施

指定管理者選定委員会において、申込者から提案内容についての説明(20分間)を受け、その後ヒアリング(15分間)を行いました。

#### (3) 総合審査

指定管理者選定委員会において、申込者から提出された申込書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、「栗山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に規定されている選定基準に基づく10の審査項目ごとに審査・採点を行いました。

## 7. 選定結果の概要

### (1)選定理由について

選定した候補者について、次の点において評価されました。

- ・車椅子の設置や手話通訳者の配置など、お年寄りや障がい者をはじめ、誰もが安心して施設利用できるような提案がされている点が評価できる。
- ・アンケート等により利用者のニーズを調査し、施設独自の自主事業を展開するなど利用者の増加や利用満足度を高めるための事業提案が評価できる。
- ・利用者が伸び悩んでいる施設については、新たな使用用途の検討やFacebook・インスタグラムを活用した情報発信など、新規利用者の獲得に向けた取組が評価できる
- ・人員の配置については基準配置以上に、事業の企画運営に携わる職員を1名配置することが提案されており、各種事業の充実が期待できる。

### (2)審査結果一覧

別紙のとおり

指定管理者候補者選定に係る審査採点表

様式3(別紙)

募集区分	社会教育施設等		
選定基準	審査項目	審査の視点	
(1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること	①施設の設置目的等との適合性	施設の設置目的や指定管理者に期待する役割を理解し、基本方針、事業目標に反映されているか。	
		町（教育委員会）が示した管理に関する基本の方針と提案内容が合致されているか。	
		団体の基本的経営理念や運営方針が公の施設の管理運営ということとの適合性はどうか。	
	②利用者の平等な利用の確保（町民だれもが等しく利用できるための具体的な手法及び期待される効果）	施設における平等利用の確保の方針や取組項目について、適正か。	
		事業内容等が一部の町民、団体に対して不当に利益の制限又は優遇するものになっていないか。	
	③利用者に対するサービスの向上（サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果）	サービス向上のための適切な取組が提案されているか。（幼児や老人、障害者への配慮、はじめての人も利用しやすいような配慮など）	
		利用者ニーズを的確に把握し、管理運営に反映させる提案となっているか。	
		窓口・受付業務の体制や利用者への対応等について適切に考えられているか。	
		トラブルや苦情処理の対応策について、適切な取組が提案されているか。（規定の整備や職員研修など）	
(2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の最大限効果的な管理運営（利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果）	利用促進に関する基本的な考え方や自主事業実施の考え方が適切か。	
		利用者数の目標設定について適切に考えられているか。また、その目標を達成するための取組内容が適切であるか。	
		年間の広報計画の内容について、効果的な施設や事業の周知・PRなど利用促進を図る具体的な提案となっているか。	
		委託事業、自主事業の実施に係る目標設定について適切に考えられているか。また、その目標を達成するための取組内容が適切であるか。	
		複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。	
	②施設の適切な維持及び管理（施設の維持管理の内容）	安心、安全な施設管理や災害や事故等に対する体制・対策など適切な施設の維持管理の考え方となっているか。また、効率的な管理運営についての方策が提案されているか。	
(3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること	①施設の適切な維持及び管理（施設の維持管理の内容）	第三者に対する委託業務の適正確保について、適切に考えられているか。	
		記録・報告・評価についての考え方は適切か。また、評価結果を見直し・改善につなげていく方策について提案されているか。	
		利用者満足度に係る目標設定について適切に考えられているか。また、その目標を達成するための取組内容が適切であるか。	
		管理費用（自主事業を除く）の総額が縮減されているか。	
	②施設の管理経費の縮減	管理費用（自主事業を除く）の総額が縮減されているか。	

施設の類型	配点	施設名	株式会社日東総業	
			評価	得点
	5		4.2	4.2
	5		4.0	4.0
	5		4.2	4.2
II	15	①くりやまカルチャープラザ	3.7	11.2
		②南部公民館・南部地区町民センター	3.7	
		③農村環境改善センター	3.7	
		④農村環境改善センター テニスコート	3.8	
		⑤開拓記念館・泉記念館	3.8	
II	5	①くりやまカルチャープラザ	4.2	3.7
		②南部公民館・南部地区町民センター	3.5	
		③農村環境改善センター	3.7	
		④農村環境改善センター テニスコート	3.5	
		⑤開拓記念館・泉記念館	3.8	
	20			20.0

募集区分	社会教育施設等							
選定基準	審査項目	審査の視点	株式会社日東総業					
			施設の類型	配点	施設名	評価	得点	
(4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しております、又は確保できる見込みがあること	①施設の管理運営に必要な人員配置等 (安定的な運営が可能となる人的能力)	適切かつ安定的な施設の管理運営を行うための組織体制や責任者の配置について考えられているか。  適切な職員の配置となっているか。 必要な職員の採用や確保の方策は適切になされているか。また、町内からの雇用について計画されているか。  職員の指導育成や研修体制について適切に計画されているか。(定期的な研修会等の開催など)  業務に関連する専門的な知識を有する経験者または資格保有者が配置されているか。		10			4.0	8.0
	②団体等の経営の規模及び能力等 (収支計画の内容及び合理性) (安定的な運営が可能となる財政基盤)	施設の収支計画書が適切かどうか。 また、事業計画との整合性は図られているか。  資金管理に関する規定の整備など事故防止の仕組みなど適切に考えられているか。  安定的な施設の管理運営を行っていくため、財務状況は良好となっているか。 また、財政基盤や債務の状況などはどうか。  これまで施設等の管理運営の実績があるか。 また、その実績はどうか。  複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。		15			4.2	12.6
(5) その他町長又は教育委員会が別に定める基準	①地域住民や関係団体との連携と効果的な管理運営	地域の住民や関係団体との連携や協働による事業展開などの具体的提案がされているか。 (指定管理者協議会の設置・運営の考え方など)  施設の管理運営にあたって、地域や関係機関、ボランティア等との連携について、具体的提案がされているか。  地域の経済効果等に配慮した事業の実施や町内業者への発注などの具体的提案がされているか。  施設や周辺地域の良好な環境の保全に対し、適切な取組がなされているか。  個人情報保護のための適切な措置がなされているか。 その他法令の遵守に対する適切な措置がなされているか。  受託への熱意・意欲が感じられるか。	II	20	①くりやまカルチャープラザ ②南部公民館・南部地区町民センター ③農村環境改善センター ④農村環境改善センター テニスコート ⑤開拓記念館・泉記念館	4.2 3.5 3.7 3.5 3.7		14.9
	②現指定管理者の管理運営における実績評価	現指定管理者の管理運営の実績評価に基づく措置 (高評価事業者に限る)		10			0.0	0.0
合計				110				82.8